

別紙 1

新旧対照表

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)(抄)

(下線の部分は改正部分)

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>第九 共同生活介護</p> <p>1 人員に関する基準(基準第138条)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居(基準140条第3項・第4項)</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。</p> <p>ただし、<u>マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。</u></p> <p><u>なお、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>第九 共同生活介護</p> <p>1 人員に関する基準(基準第138条)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 世話人及び生活支援員の要件等</p> <p>① 世話人及び生活支援員は<u>知的障害者福祉及び精神障害者の福祉の増進に熱意があり、知的障害者及び精神障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居(基準140条第3項)</p> <p>① 「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。</p> <p>ただし、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する<u>マンション等の住戸については、当該マンション等の建物全体ではなく、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、当該マンション等の建物全体を共同生活住居として捉えるものとする。</u></p>

者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。

② 共同生活住居の配置、構造及び設備については、例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。

③ (略)

(4) ユニット (基準第 140 条第 5 項から第 7 項まで)

「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1 以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。

①～⑤ (略)

3 (略)

第十五 共同生活援助

1 人員に関する基準

(1) 世話人 (基準第 208 条第 1 項第 1 号)

指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。

なお、世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。

(2) ・ (3) (略)

② (略)

(4) ユニット (基準第 140 条第 4 項から第 6 項まで)

「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1 以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。

①～⑤ (略)

3 (略)

十五 共同生活援助

1 人員に関する基準

(1) 世話人 (基準第 208 条第 1 項第 1 号)

指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、常勤換算方法で、当該指定共同生活援助事業所の利用者の数を 10 で除して得た数以上とする。

なお、世話人は知的障害者福祉及び精神障害者の福祉の増進に熱意があり、知的障害者及び精神障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。

(2) ・ (3) (略)

2・3 (略)

第十八 附則

1 地域移行型ホームの特例（基準附則第7条）

指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第140条の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第九の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。

（1） (略)

（2）入所施設の定員数又は病院の精神病床数を減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。

①・② (略)

③ 入所施設又は病院の敷地内にある身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）、知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。

（3） (略)

2～10 (略)

11 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）

平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施

2・3 (略)

第十八 附則

1 地域移行型ホームの特例（基準附則第7条）

指定共同生活介護事業所及び指定共同生活援助事業所の立地については、基準第140条の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしている（第九の2の（1）参照）が、平成24年3月31日までの間、入所施設又は病院の敷地内に存する既存の建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行型ホームとして、指定共同生活介護又は指定共同生活援助を行うことができるものとする。

なお、平成24年3月31日までの間に指定を受けた地域移行型ホームについては、平成24年4月1日以降についても、引き続き当該事業を行うことができることに留意すること。

（1） (略)

（2）入所施設の定員数又は病院の精神病床数を減少を伴うものであること。この場合における具体的な取扱いは、次のとおりとする。

①・② (略)

③ 入所施設又は病院の敷地内にある精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム（A型及びB型）、知的障害者通勤寮又は知的障害者福祉ホームを地域移行型ホームに転換する場合については、入所施設又は病院の定員削減は要さないものとする。

（3） (略)

2～10 (略)

11 施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例（基準附則第18条）

平成18年9月30日において現に存する指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施

行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、基準第 140 条第 6 項及び第 7 項については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。

12 (略)

13 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例(基準附則第 19 条)

平成 18 年 9 月 30 日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 基準第 140 条第 6 項に掲げるユニットの定員については、「2人以上 10 人以下」とあるのは、「2人以上 30 人以下」とする。
- (2) 基準第 140 条第 7 項に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しないこととする。

行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)については、基準第 140 条第 5 項及び第 6 項については適用せず、旧指定基準を満たしていれば足りるものとする。

12 (略)

13 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例(基準附則第 19 条)

平成 18 年 9 月 30 日において現に存する精神障害者生活訓練施設、精神障害者福祉ホーム(A型及びB型)、知的障害者通勤寮、知的障害者福祉ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 基準第 140 条第 5 項に掲げるユニットの定員については、「2人以上 10 人以下」とあるのは、「2人以上 30 人以下」とする。
- (2) 基準第 140 条第 6 項に掲げる居室の定員及び居室の床面積については、精神障害者福祉ホームB型を除き、適用しないこととする。